

○小樽市長交際費支出基準

制 定 平成 23 年 6 月 20 日市長決裁
改 正 平成 29 年 8 月 3 日市長決裁
改 正 令和 3 年 1 月 12 日市長決裁

(目的)

第 1 条 この基準は、市長に係る交際費（以下単に「交際費」という。）の支出の基準を定め、もってその透明性を確保することを目的とする。

(支出要件等)

第 2 条 交際費は、次の各号に掲げる場合であって、行政運営上その支出に客観的合理性があると判断できるときに限り、社会通念上必要最小限度の額を支出するものとする。

- (1) 慶事
- (2) 弔事
- (3) 賛助
- (4) 会費
- (5) 贈呈
- (6) 前各号に準ずる場合として市長が特に必要と認める場合

(慶事に係る交際費)

第 3 条 慶事に係る交際費は、次に掲げる場合のお祝いに当たり支出することができるものとする。

- (1) 市の行政運営に直接かつ密接に関係する役職への就任
 - (2) 市内に住所を有する者の叙勲又は褒章の受章
 - (3) 市の発展に直接寄与すると認められる建物の新築、改築、用途変更等
 - (4) 市が主催し、又は協賛する行事に係る式典等
 - (5) 関係団体の周年記念式典等
- 2 慶事に係る交際費は、祝い金、祝賀会若しくは記念式典の会費又は祝い花、祝電若しくは祝い酒の代金として支出する。ただし、前項第 2 号に規定する場合は、祝電に限るものとする。
- 3 慶事に係る交際費を支出する場合におけるその額は、祝い金にあつてはおおむね 10,000 円を基準とし、祝賀会又は記念式典の会費にあつてはその実額とし、祝い花、祝電又は祝い酒にあつてはその代金の額とする。

(弔事に係る交際費)

第 4 条 弔事に係る交際費は、別表に掲げる者が死亡した際の葬儀に当たって支出することができるものとする。

- 2 弔事に係る交際費は、香典又は供花若しくは弔電の代金として支出する。ただし、弔電の代金の支出については、葬儀が遠隔地で行われる場合、弔文を作成する時間的余裕がない場合その他の弔文を手交できない特別な事情がある場合を除き、原則としてこれに代えて弔文を手交するものとする。
- 3 弔事に係る交際費は、別表に定める基準の例により支出するものとする。

(賛助に係る交際費)

第 5 条 賛助に係る交際費は、市の行政運営に直接かつ密接に関係する団体（以下「関係団体」という。）又は市の援助を必要とする公益的な団体の年会費等について支出することができるものとする。

- 2 賛助に係る交際費を支出する場合におけるその額は、前項の年会費等の実額とする。

(会費に係る交際費)

第 6 条 会費に係る交際費は、姉妹都市使節団、関係団体その他市長が適当と認める団体との懇親会等に当たって支出することができるものとする。

- 2 会費に係る交際費を支出する場合におけるその額は、前項の懇親会等の会費の実額とする。

(贈呈に係る交際費)

第7条 贈呈に係る交際費は、外国からの表敬訪問があった場合その他市長が適当と認める場合において贈呈する記念品代として支出することができるものとする。

2 贈呈に係る交際費を支出する場合におけるその額は、前項の記念品の購入額とする。この場合において、当該記念品の購入額は、おおむね10,000円を基準とするものとする。

(市長が特に必要と認める場合の交際費)

第8条 第3条から前条までに規定する交際費以外の交際費は、市長が特に必要と認める場合に限り、これらの条に定める基準に準じて支出することができるものとする。

(公表方法)

第9条 交際費の公表は、当月分の支出状況を翌月の15日までに市のホームページにおいて掲載するとともに、市役所別館の市政資料コーナーにおいて縦覧に供することにより行うものとする。ただし、その内容が慶事若しくは弔事に係る支出であって支出の相手方の権利利益の保護について特段の配慮が必要と認められる場合又は不開示情報(小樽市情報公開条例(平成18年条例第52号)第7条の不開示情報をいう。)に該当する場合は、該当する部分は、公表しない。

(公表内容)

第10条 公表する内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 支出月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出金額
- (4) 支出内訳
- (5) 支出金額累計

(支出基準の改正)

第11条 この基準については、社会経済情勢の変化等を十分考慮し、支出内容や支出金額が常に市民感覚に合致したものとなるよう、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成23年6月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年8月30日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年1月12日から施行する。